

東京都知的財産総合センターが 「弁理士マッチング支援システム」を 3月からスタート

会員 吉田 芳春



目次

1. 概要
2. 背景
3. 弁理士マッチング支援システムへの参加要件
4. スキーム
5. 登録のおすすめ
6. おわりに

1. 概要

東京都知的財産総合センターは、中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的として、東京都（産業労働局）が設立し、（財）東京都中小企業振興公社が運営する機関で、秋葉原にあります。

現在、同センターは、弁理士情報を中小企業に提供する「弁理士マッチング支援システム」を同センターのホームページ上に掲載していますが、関東支部も協力しています。

概要は、

- ① 中小企業が依頼する案件概要を入力
- ↓
- ② センターから登録弁理士に案件概要をメールで送る
- ↓
- ③ 案件を受託希望する登録弁理士は、センターに申し出る
- ↓
- ④ センターから、中小企業にその登録弁理士の情報をメールで送る
- ↓
- ⑤ 中小企業と登録弁理士で交渉し、案件の依頼・受託を決める

というものです。

2. 背景

日本弁理士会は、全弁理士を登録した「弁理士リス

ト検索システム」と、中小企業やベンチャー企業等に対応する弁理士を登録した新弁理士検索システム「弁理士ナビ」の2つのデータベースを有しています。「弁理士ナビ」に登録されている弁理士のうちには、「中小・ベンチャー企業に対応可能な弁理士を探す」というメニューに登録し、技術分野ごとの専門実務能力を生かして中小・ベンチャー企業の知的財産権の保護・活用のために貢献したいと考えている者が多数おりますが、中小・ベンチャー企業からの申し入れを待っている状況です。

一方、中小企業は、知的財産権人材が不足しており、自社固有の技術を十分に保護・活用できておりません。中小企業にとっては、自社固有の技術に興味をもち、自社ニーズに迅速に対応してもらえる弁理士を探し出すことが難しい現状にあります。

他方、東京都知的財産総合センターは、毎年約3,000件の知的財産に関する相談を中小企業から受けており、多くの中小企業が適任の弁理士の紹介を求めています。そこで、東京都知的財産総合センターは、日本弁理士会及び関東支部の協力を得て、中小企業が知的財産権を取得・活用する際に最適となる弁理士を選任できるように、中小企業と弁理士の「出会いの場」となる「弁理士マッチング支援システム」を、同センターのホームページ上に開設する運びになりました。

3. 弁理士マッチング支援システムへの参加要件

(1) 中小企業

都内に住所又は主たる事業所を有する中小企業は参加できます。

(2) 弁理士

以下の要件を満たしている弁理士が東京都知的財産総合センターのホームページに登録でき、弁理士マッチング支援システム上の登録弁理士になります。

① 日本弁理士会の新弁理士リスト検索システム「弁理士ナビ」の「中小・ベンチャー企業に対応可能な弁理士」に登録していること

未登録の会員はまず「弁理士ナビ」への登録をお願いします。

<http://www.benrishi-navi.com/>

ナビ登録弁理士であれば、東京都に自宅住所または事務所（主たる事務所のほかに従たる事務所を含む）を有していなくても、東京都知的財産総合センターのホームページに登録が可能です。

※以前からある「弁理士リスト検索システム」は、平成19年3月末をもって廃止され、「弁理士ナビ」のみとなる予定です。これまで「弁理士ナビ」に登録されていない方は、「弁理士リスト検索システム」に登録されていても、新たに「弁理士ナビ」へ登録する必要があります。「弁理士ナビ」への登録用紙が必要な方は、事務局情報室までお知らせ願います。

TEL : 03 - 3519 - 2704 FAX : 03 - 3581 - 1205

② 弁理士として実務経験が3年以上あること

関東支部は、この要件②の緩和を申し入れています。

③ 弁理士として中小企業の出願業務取扱の経験が3件以上あること

関東支部は、この要件③に関しても緩和を申し入れています。

④ 弁理士マッチング支援システムの利用規約に同意していること

⑤ 過去5年間に日本弁理士会会長又は経済産業大臣より処分を受けたことがないこと

この原稿を読んで頂いている頃には、要件②③が確定しているので、東京都知的財産総合センターのホームページで確認できます。

① ネット申し込み

弁理士を探したい中小企業が依頼案件を入力します。依頼案件は、国内・外国の特許出願、中間手続、年金管理、先行技術調査、侵害調査・鑑定、ライセンス、係争等、広く対象としています。

② センター HP に掲示

東京都知的財産総合センターのホームページに依頼があった案件の情報を掲示します。現在のところでは、権利分類（掲載例；特許権、意匠権、商標権等）、技術分野（掲載例；精密機械、バイオ、ビジネスモデル等）、依頼区分（掲載例；国内出願、外国出願等）、状況（掲載例；成約済み、選定中等）の要領で予定しています。

③ 依頼案件の概要をメール

東京都知的財産総合センターは、出願案件の情報を登録弁理士にメールで送ります。当面は全ての登録弁理士にメールが送られます。その際、登録弁理士へ技術内容の開示とならないよう、また依頼人が特定できないよう、簡単な情報に限ります。

④ 受託希望の意思表示

上記③のメールを見て、出願案件の受託を希望する登録弁理士は、その旨の意思表示を東京都知的財産総合センター宛てにメールします。その際、メールには所定の記載事項をお願いすることになります。メールに記載される登録弁理士の情報としては、[得意分野][中小企業取扱実績][標準料金表][一言PR]等の項目を予定しています。登録弁理士の標準料金表を添付し、一言PR欄に如何に記載するかがポイントになると思われます。一言PR欄には、実績や経歴だけではなく、受託を希望する登録弁理士の熱意が伝わるような内容を記載して頂きたいと思います。なお、受託を希望しない登録弁理士であっても、送られたメールに関しては守秘義務遵守をお願いします。

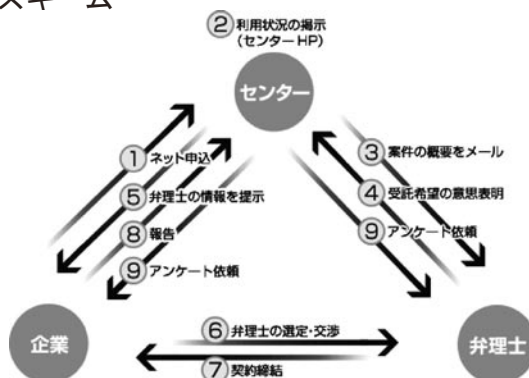
⑤ 弁理士の情報を提示

東京都知的財産総合センターは、登録弁理士の受託希望のメール④を依頼した中小企業に転送します。

⑥ 弁理士の選定・交渉

出願案件を受託希望した弁理士のうち、どの弁理士を選び、実際に連絡をとるかは依頼する中小企業の判断となります。また、その後の交渉、折衝、取引成立までのプロセスについても、当事者間の責任において進めていただくこととなります。

4. スキーム



⑦ 契約締結

交渉が合意に至った場合には、中小企業から登録弁理士に直接業務を依頼し、契約を締結します。

⑧ 報告

中小企業は、登録弁理士への業務依頼が正式に決まったとき、依頼業務が終了したときは、東京都知的財産総合センターに連絡します。

⑨ アンケート依頼

中小企業は、選定した登録弁理士へ依頼した業務についての満足度に関するアンケートを東京都知的財産総合センターにメールします。業務受託した登録弁理士は、業務に係わるアンケートを東京都知的財産総合センターにメールします。

5. 登録のおすすめ

(1) 依頼案件

東京都知的財産総合センターでは、当初は出願案件を中心に月20～30件程度の依頼案件数になるのではないかと予測しています。弁理士マッチング支援システムを利用した中小企業から好評を博するようになれば、当然のことながら依頼件数が増加していくものと思われま

(2) コンフリクト

利益相反の問題は、実際に中小企業が受諾希望の登録弁理士に接触し、交渉中にコンフリクトとなる可能性が判明してきます。その場合に登録弁理士が受任できない場合には、十分な説明をした上で、受任しないという方向で処理するというところでお願いします。

(3) 手数料と見積り

東京都知的財産総合センターは弁理士手数料について一切関与しておらず、中小企業は受託希望の登録弁理士がメールした標準料金表をもとに判断することになっています。東京都知的財産総合センターでは、中小企業に対して、日本弁理士会が会員から集計した弁理士手数料に関するアンケート結果が手数料の参考になる旨を知らせていることを念のために申し添えます。

また、弁理士マッチング支援システム上では、弁理士の見積り額ではなく、あくまでも標準料金を提示することをお願いします。システム上での見積り競争を避けていただくためと、登録弁理士へ提供する情報量では適切な見積りができないためです。見積りにつ

ては、直接交渉時に行ってもらうことになります。

なお、東京都知的財産総合センターのホームページの「Q & A」においても、「見積りが安い弁理士が適任の弁理士とは限りません」と記載されていますので、見積り競争を避けるようにお願いします。

(4) アドレス

詳細は東京都知的財産総合センターのホームページから確認をお願いします。

<http://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/>

6. おわりに

弁理士マッチング支援システムに関しては、平成17年から日本弁理士会と東京都との間で数回検討が重ねられ、弁理士マッチング支援システムの大枠ができました。日本弁理士会側では、平成17年度の佐藤辰彦会長の下で丸山英一副会長が担当しました。

平成18年度は関東支部の対応事項になったので、丸山英一先生の協力を得て東京都窓口責任者である吉田芳春が東京都と詰めを行いました。波多野久関東支部長の後押しを受け、2月7日に弁理士マッチング支援システムに関するニュースリリースをすることができました。

弁理士マッチング支援システムの構築支援に際して、ご指導頂いた東京都産業労働局商工部創業支援課の高瀬敦志さまと東京都知的財産総合センターの楠見真幸さまに感謝を申し上げます。

会員の皆様のご参加をお願いしてご紹介を終えさせて頂きます。

東京都知的財産総合センターからのメッセージ

1. 「弁理士マッチング支援システム」をスタートした理由

当センターには、毎年3,000件を超える中小企業の方からの知的財産に関する相談があります。相談の中で「自分の発明を権利化してくれる弁理士さんを探したい」「でも、どうやって弁理士を探したらよいか分からない」「弁理士に仕事を頼みたいけど、費用がいくらかかるのか不安だ」というような声をよく耳にします。「弁理士マッチング支援システム」はそうした声に応えるために中小企業の仕事を受ける意思のある弁理士さんの情報を中小企業にタイムリーに発信していくことを目的に立ち上げたシステムです。

2. こんな弁理士さんに登録して欲しい！

そうは言っても、中小企業は専属の担当者もいないところがほとんどで弁理士さんに任せてさえおけば、特許は勝手に取れるものと思っ込んでいる中小企業経営者も少なくありません。そのため、弁理士さんにとっては十分なコミュニケーションが取れない等、必ずしも仕事がやりやすい相手とはいえないかもしれません。

しかし、都内の中小企業の中には高い技術を持ちながら、知的財産に対する知識不足や意識不足により、大きく発展しきれない企業が数多くあります。こうした企業はちょっとしたきっかけで大きく飛躍する可能性を持っています。

仕事の受託にあたっては、コミュニケーションを密接に取るように努力していただき、特許出願の明細書

作成のみではなく、特許を取得して保護する目的、事業に活用する方法等を中小企業に教えていただきたいと思っています。当システムは、こうした中小企業を育てていく気持ちのある弁理士さんにぜひ登録いただきたいと考えています。

3. 東京都知的財産総合センターがサポートします！

良い出願をして、良い権利を取得し、それを事業に役立てるためには、弁理士側だけでなく、中小企業側も努力が必要です。当センターでは、中小企業が弁理士さんに出願等の依頼をする際の事前相談にも力を入れており、「弁理士マッチング支援システム」を利用される中小企業にも出願を依頼する前に発明の内容をまとめるよう呼びかけていきますので、お互いに力をあわせて中小企業を支援していきましょう。

書籍紹介



『「知財IQ」をみがけ！』
西郷義美 著
B6版 192頁 1,470円(税込)

本書は、知財センス（すなわち『知財IQ』）向上のすすめを説くものであり、知財センスを磨こう！と思わず突き動かされるような一冊です。

本書では、長年にわたって知財センスを駆使されてきた著者の豊富な知識と経験に基づき、ビジネスシーンにおける知財の活用によって大きな成功や危機の回避が可能となった事例が数多く（42話）紹介されており、以下のような効用をもたらすものと思われます。

- 各トピックが短編（各4頁）に凝縮され、短時間でテンポ良く様々なビジネスシーンを擬似体験することができます。
- 各トピックで、まず読者に疑問を持たせて右脳を刺激し、即座に本文で解決する方式が採られており、感動とともに効率の良い『知財IQ』の向上が促されます。
- 『知財IQ』を磨くことが極めて重要であることを認識／再認識させられるとともに、何事に対してもポジティブに取り組む元氣な姿勢にさせられます。

本書は、下記5章から構成され、

- 【第1章】「工業所有権から知的財産権へ」
- 【第2章】「発明は権利化してこそ意味がある」
- 【第3章】「特許の活用、泣き笑い」
- 【第4章】「落ち着け！侵害事件と対処法」
- 【第5章】「上手に使おう。意匠・商標・不競法」

各章ごとに、興味をそそるトピックとその実際のビジネスシーンに応じた知財活用の提言や妙技が次から次へと展開され、時間を忘れて読破してしまいそうな内容です。

本書は、知財全般の活用を網羅した幅広いトピックについて臨場感と逆転の一手などの感動を通じて体感することができる、読み応えのある一冊となっておりますので、『知財IQ』を磨いて、大いに活用・活躍されたい方は、是非本書を手にとられてはいかがでしょうか。（パテント編集委員：田中 宏明）